

3 豊議第 256 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 4 項の規定に基づき定例監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を公表する。

令和 4 年 2 月 7 日

豊山町監査委員 堀 尾 博 樹

豊山町監査委員 坪 井 孝 仁

財政的援助団体の監査結果報告書

1 監査対象

産業建設部 建設課 ①みどりの少年団
まちづくり推進課 ①商工会②消費生活研究グループみのり会

2 監査対象期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日

3 監査の実施日

令和4年1月26日

4 監査の概要

産業建設部建設課・まちづくり推進課の所管している財政的援助団体に対し関係書類の提示を求め審査・聴取して、当該財政的援助団体の出納その他の事務の執行が適正かつ合理的・効率的に行われているかを主眼として監査を実施した。

5 監査の結果

監査を実施した結果、産業建設部建設課・まちづくり推進課所管の財政的援助団体への出納その他の執行処理状況について、概ね適正に行われていると認められた。

財政的援助団体の監査結果報告書

1 監査対象

教育委員会 生涯学習課 ①文化協会②スポーツ少年団③子ども会連絡協議会
④文化財研究会⑤ミニ・マラソン大会運営委員会
⑥体育協会⑦町民体育大会実行委員会

2 監査対象期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日

3 監査の実施日

令和4年1月26日

4 監査の概要

教育委員会生涯学習課の所管している財政的援助団体に対し関係書類の提示を求め審査・聴取し、当該財政的援助団体の出納その他の事務の執行が適正かつ合理的・効率的に行われているかを主眼として監査を実施した。

5 監査の結果

監査を実施した結果、教育委員会生涯学習課所管の財政的援助団体への出納その他の執行処理状況について、概ね適正に行われていると認められた。